



第2回

新座ブランド

あなたのおススメ土産
をご紹介します

認定申請大募集！

市民の皆さん
事業者の皆さん

どなたでも 応募、推薦できます！

◆新座ブランド認定事業とは？

市内にある優れた商品を「新座ブランド」として認定し、市内外にPRすることで市のイメージ・認知度アップ、市内の産業振興・地域活性化を図るものです。

◆応募や推薦できる分野は？

新座市では、令和7年度に市制施行55周年を迎えることを記念して新座の魅力を広く発信できる 新座にちなんだ「お土産になる『食』分野の商品」を対象に第2回新座ブランドを認定します。

認定
対象例

菓子類、パン類、麺類、酒類・飲料、調味料、食肉製品、
その他加工食品

※ **加工していない**農産物（野菜、果物等）、飲食店のメニューは対象外

募集
期間

9月2日(月)～10月31日(木)必着

※ 他薦(ご推薦)の場合は9月30日(月)まで

認定品
の発表

令和7年4月を予定

詳細は、チラシ裏面、広報にいざ9月号、市ホームページをご確認ください。
※ 市ホームページから申請書等のダウンロードも可能です。

問合せ・申請書類等提出先 新座市シティプロモーション課
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 市役所本庁舎4階
TEL: 048-424-4686

市ホームページ



©新座市2010

令和6年度新座ブランド認定品募集要項（抜粋）

1 認定対象

販売を目的に生産され、製造され、若しくは加工された食品（店舗等での飲食に限られるものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 市内で生産され、製造され、若しくは加工されたもの
- (2) 市外で製造され、若しくは加工されたもののうち、市内で生産された農産物を原材料とするもの

※ 農産物（野菜、果物等）及び飲食店のメニューは、対象から除きます。

<認定対象の例>

菓子類（焼き菓子、米菓、和洋生菓子、キャンディー類、チョコレート類、冷菓、スナック菓子等）、パン類、麺類（乾麺、生麺）、酒類・飲料、調味料（味噌、醤油、ソース等）、食肉製品（ハム、ソーセージ等）、その他（豆腐、こんにゃく、漬物、ジャム、佃煮、鶏卵等）

2 申請・推薦資格

本人による申請（自薦）のほか、本人以外による推薦（他薦）も受け付けます。

なお、いずれの場合も、1事業所（人）につき1品までとします。

【自薦の場合】対象品を生産し、製造し、又は加工する者のうち、市内に事業所を有する者

【他薦の場合】どなたでも可（ただし、推薦後、市が事業者意思確認を行います。確認の結果、審査の対象とならない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。）

3 選考・認定方法

新座市新座ブランド認定審査会が、次の各項目について審査を行い、新座市長が認定します。

- (1) 新座らしさ・地域性
- (2) 独自性・優位性
- (3) 信頼性
- (4) 市場性・将来性
- (5) 理念・姿勢
- (6) ブランド力向上への貢献度
- (7) その他

4 認定の有効期間

認定証交付日から4年間（令和7年4月1日～令和11年3月31日）

ただし、次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

- ・ 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- ・ 新座市新座ブランド認定事業実施要綱の規定を遵守しなかったとき。
- ・ その他、新座ブランドの認定を締結しておくことが適当でないと市長が認めるとき。

5 認定のメリット

- ・ 市主催イベントでの紹介のほか、市が作成するパンフレット等の広報物、ホームページ等の様々な媒体により、商品が広くPRされます。
- ・ 「新座ブランド」のロゴマークを、認定品や店舗等に掲示することができます（シールは市が提供）。
- ・ 「新座ブランド」ののぼり旗や認定証（市が提供）を、店舗に掲げることができます。
- ・ 市主催のイベントに優先的に出店できるほか、市外で行われるイベントへの出店についても、優先的に推薦されます。
- ・ 常設の販売所（新座農産物直売センター「とれたて畑」）での販売を予定しています。
- ・ 「ふるさと納税」の特典として活用されます。

6 申請・推薦方法

郵送又は直接持参により、必要書類を新座市シティプロモーション課へ提出してください。

なお、各様式は、市ホームページ（<http://www.city.niiza.lg.jp/>）及び新座市産業観光協会ホームページ（<http://www.niiza.net/>）からダウンロードできます。

【自薦の場合】

- ・ 新座市新座ブランド認定申請書（様式第1号）
- ・ 商品の外観及び特性等が分かるもの（写真、パンフレット等）
- ・ 市内で事業を営んでいることを確認できる書類（開業届、営業証明等の写し）
- ・ 保健所が発行する食品営業許可書等の写し

【他薦の場合】

- ・ 新座市新座ブランド認定推薦書（様式第2号）

※ 他薦の場合のみ、市ホームページからの電子申請も可

7 留意事項

- ・ 申請・推薦に当たり、事前に必ず「新座市新座ブランド認定事業実施要綱」を御覧ください（市ホームページ及び新座市産業観光協会ホームページに掲載しています。）。
- ・ 申請書類等は返却しません。必要な場合は、申請者側で複写等をお取りください。
- ・ 御不明な点は、お早めにシティプロモーション課へお問い合わせください。

8 問合せ・申請書類等提出先

新座市総合政策部シティプロモーション課〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 市役所本庁舎4階

TEL：048-424-4686

FAX：048-479-2226